

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和5年11月7日(2023.11.7)

【国際公開番号】WO2021/094993

【公表番号】特表2023-501111(P2023-501111A)

【公表日】令和5年1月18日(2023.1.18)

【年通号数】公開公報(特許)2023-010

【出願番号】特願2022-523315(P2022-523315)

【国際特許分類】

A 6 1 K 3 1 / 7 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 1 / 1 6 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 1 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 3 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 1 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 3 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 3 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 1 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 P 3 1 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

A 6 1 K 3 1 / 7 0 2

A 6 1 P 1 / 1 6

A 6 1 P 1 / 0 0

A 6 1 P 3 / 0 0

A 6 1 P 1 / 0 4

A 6 1 P 3 / 1 0

A 6 1 P 3 / 0 4

A 6 1 P 1 / 1 2

A 6 1 P 3 1 / 0 4

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月27日(2023.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒトの胃腸管において一次胆汁酸を減少させ且つ/又は二次胆汁酸の産生を増加させる際の使用のための1種以上のヒトミルクオリゴ糖(HMO)。 40

【請求項2】

ヒトの胃腸管において一次胆汁酸を減少させ且つ/又は二次胆汁酸の産生を増加させる際の使用のための合成組成物であって、1種以上のヒトミルクオリゴ糖(HMO)を含む合成組成物。

【請求項3】

0.5g~15gの前記1種以上のヒトミルクオリゴ糖を含有する、請求項2に記載の合成組成物。

【請求項4】

ビフィドバクテリウム属(b i f i d o b a c t e r i a)を含有する、請求項2又は 50

10

20

30

請求項 3 に記載の合成組成物。

【請求項 5】

前記**ビフィドバクテリウム属**が、ビフィドバクテリウム・ロングム (B i f i d o b a c t e r i u m l o n g u m)、ビフィドバクテリウム・インファンティス (B i f i d o b a c t e r i u m i n f a n t i s) 及び / 又は ビフィドバクテリウム・ビフィドゥム (B i f i d o b a c t e r i u m b i f i d u m) から選択される、請求項 4 に記載の合成組成物。

【請求項 6】

前記 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖が、フコシル化された中性ヒトミルクオリゴ糖、フコシル化されていない中性ヒトミルクオリゴ糖、又は両方の混合物から選択される中性ヒトミルクオリゴ糖である、請求項 1 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O)、又は請求項 2 ~ 5 のいずれか一項に記載の使用のための合成組成物。

10

【請求項 7】

前記**フコシル化された H M O**が、2' - F L、3 - F L、D F L、又は L N F P - 珙から選択され、前記フコシル化されていない中性ヒトミルクオリゴ糖が、L N n T 又は L N T から選択される、請求項 6 に記載の 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

【請求項 8】

前記ヒトが、肝疾患、炎症性腸疾患、代謝障害、過敏性腸症候群 (I B S)、及び抗生物質治療と関連する状態のうちの一つ以上に罹患している、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

20

【請求項 9】

前記ヒトが、コレステロール胆石、肝硬変、非アルコール性脂肪性肝炎 (N A S H)、非アルコール性脂肪性肝疾患 (N A F L D) 及び / 又は 硬化性胆管炎 から選択される 肝疾患 又は 状態のリスクがあるか又はそれに罹患している、請求項 8 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

【請求項 10】

前記ヒトが、クローン病 又は 潰瘍性大腸炎 から選択される 炎症性腸疾患のリスクがあるか又はそれに罹患している、請求項 8 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

30

【請求項 11】

前記ヒトミルクオリゴ糖が、前記炎症性腸疾患の急性増悪中、寛解中、又はその両方で投与される、請求項 10 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

【請求項 12】

肥満、I I 型糖尿病 又は シンドローム X から選択される 代謝障害のリスクがあるか又はそれに罹患している、請求項 8 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

【請求項 13】

前記ヒトが、下痢型 I B S (I B S - D) のリスクがあるか又はそれに罹患しており、前記 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖の量が、一次胆汁酸を減少させ且つ二次胆汁酸の産生を増加させるのに有効である、請求項 8 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

40

【請求項 14】

前記ヒトが、便秘型 I B S (I B C - C) 又は 混合型 I B S (I B S - M) のリスクがあるか又はそれに罹患しており、前記 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖の量が、一次胆汁酸を減少させるのに有効である、請求項 8 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (H M O) 又は 合成組成物。

【請求項 15】

前記ヒトが、C . デイフィシル (C . d i f f i c i l e) 感染症、尿路感染症 及び抗

50

生物質関連下痢に対する抗生物質治療と関連する状態のリスクがあるか又はそれに罹患している、請求項 8 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (HMO) 又は合成組成物。

【請求項 16】

C. ディフィシル (C. difficile) 感染症に罹患している患者の腸管におけるデオキシコール酸 (DCA) の濃度が、前記患者に有効量のフコシル化されたヒトミルクオリゴ糖を経口又は経腸投与することによって増大する、請求項 15 に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (HMO) 又は合成組成物。

【請求項 17】

少なくとも 14 の個々の 1 日用量の有効量の、請求項 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の使用のための 1 種以上のヒトミルクオリゴ糖 (HMO) 又は合成組成物を含むパック。

10

20

30

40

50